提供日 2023/4/25

タイトル 令和4年度労働相談の概要

担 当 静岡県西部県民生活センター

連 絡 先 労政班 TEL 053-458-7244

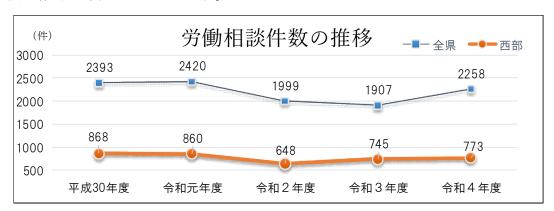


# 令和4年度 労働相談の概要 パワハラを含む人間関係の相談件数が増加

## 1 概要

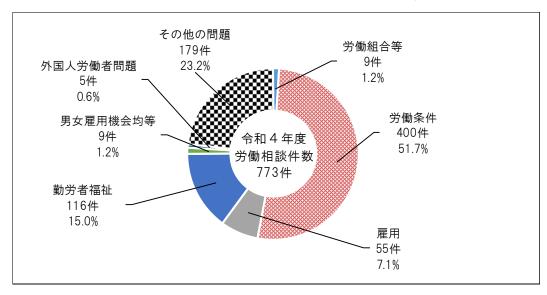
令和4年度に西部県民生活センターに寄せられた労働相談件数は773件で、前年度と 比べ3.8%増加しました。

年度別に見ると、新型コロナウィルス感染症拡大の始まった令和2年度は648件と大きく減少しましたが、令和3年度、令和4年度と徐々に新型コロナウイルス感染症拡大前の数字に戻りつつあります。



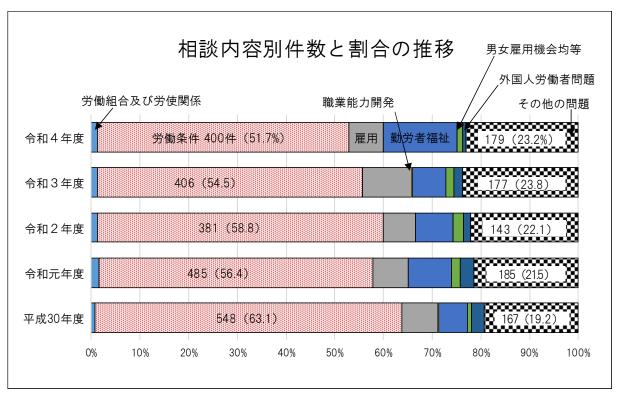
### 2 相談の内容

令和4年度の相談内容としては、解雇、退職勧奨、賃金などの「労働条件」に関する相談が400件(51.7%)と全体の半数以上を占めています。



#### 3 相談の傾向

▶ここ数年、パワーハラスメントを含む人間関係などの「その他の問題」が全体を占める割合が増加しており、令和4年度では179件で23.2%を占めています。そのうち暴言などのパワーハラスメントに関する相談件数は101件と相談全体の13.1%を占めています。



- ▶業種では、西部地域は製造業が多いこともあって、多い順に製造業 179 件(23.2%)、 医療・福祉業 103 件(13.3%)、卸売・小売業 66 件(8.5%)となっています。
- ▶また、新型コロナウイルス感染症に関連した相談を見ると、令和2年2月から令和 5年3月までは96件でした。令和元年度を除いた年度別に見ると、令和2年度が 49件、3年度が24件、4年度が15件となっています。

### 4 相談窓口

西部県民生活センターでは、労働者、使用者の双方からの労働問題でお悩みの方に、 専門の相談員が助言や法制度の説明などを行っています。

また、毎月第3水曜日に無料の弁護士相談も行っています。(令和6年3月は第3水曜日が祝日のため翌日の木曜日)

まずは、お気軽にご相談下さい。

月~金(祝日、 $12/29\sim1/3$  を除く) 9:00~12:00、13:00~16:00 0120-9-39610 (フリーアクセス)

※ 携帯電話、IP 電話の方は、053-452-0144